

令和6年第1回定例会

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和6年2月16日

埼玉県後期高齢者医療広域連合議会

令和6年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号 (2月16日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○議席の指定	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○広域連合長挨拶	7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
○行政報告	23
○広域連合長挨拶	26
○閉会の宣告	26
○署名議員	29
○議案審議結果一覧表	31

埼玉県後期高齢者医療広域連合告示第30号

令和6年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月9日

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

- 1 期 日 令和6年2月16日 午後1時30分
- 2 場 所 さいたま市浦和区岸町7-5-14
さいたま共済会館 6階 601・602 (ホール)

令和6年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

議 事 日 程

令和6年2月16日（金曜日） 午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第1号 埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第2号 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第3号 埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第4号 令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第5号 令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第6号 令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第7号 令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第12 議案第8号 和解について
- 日程第13 行政報告
- 日程第14 一般質問

出席議員（13名）

2番	頼高英雄	3番	高畑博
4番	木津雅晟	8番	渡邊一美
9番	富田能成	11番	須永宣延
12番	小川利八	13番	三浦和也
14番	茂木一郎	15番	枝久保喜八郎
16番	岡崎和広	18番	佐藤弘一
19番	増田等		

欠席議員（7名）

1番	吉田信解	5番	川合善明
6番	河田晃明	7番	小野克典
10番	窪田裕之	17番	鳥羽恵
20番	黛浩之		

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	富岡勝則	副広域連合長	井上健次
事務局長	渡辺千津子	事務局次長兼総務課長	小暮錠
事務局次長兼保険料課長	土屋和久	給付課長	濱野ちひろ

職務のため出席した者の職氏名

書記	川村明日香	書記	町田翔一
----	-------	----	------

開会 午後1時30分

◎開会及び開議の宣告

○議長（枝久保喜八郎） 開会に当たり、議長から申し上げます。

議会閉会中に任期満了により、16番、獅子倉千代子議員が退任されました。この欠員に伴う広域連合議会議員選挙が行われ、市議会議員選出区分から岡崎和広議員が当選されましたので、御報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、議長から議員の皆様申し上げます。

会議の途中で定足数の10名を欠くに至った場合には、会議を継続することが困難となりますので、本日の議事日程を全て終了するまで御退席等はなさないようお願い申し上げます。

また、会議規則第48条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので御注意ください。

あわせて、議案や資料に記載のある数字について回答を求める質問は、円滑な議事運営のためお控えくださいますよう、御理解と御協力をお願い申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（枝久保喜八郎） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してある日程表のとおりでございますので、御了承願います。

◎議席の指定

○議長（枝久保喜八郎） 日程第1、議席の指定を行います。

新たな広域連合議会議員1名の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、岡崎和広議員を16番に、議長において指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（枝久保喜八郎） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、2番、頼高英雄議員、3番、高畑博議員、以上2名の方を議長において指名いたします。

◎会期の決定

○議長（枝久保喜八郎） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（枝久保喜八郎） 日程第4、諸般の報告を行います。

広域連合長から提出された議案は、お手元に配付した通知の写しのとおりであります。

次に、説明員の出席について、広域連合長から送付された通知の写し、例月現金出納検査の結果及び定期監査の結果について、監査委員より送付された通知の写し、一般質問通告書をお手元に配付いたしました。

また、議案第3号及び第7号に関わる追加参考資料が広域連合長より送付されましたので、お手元に配付いたしました。御了承願います。

なお、本日、傍聴人より録音及び写真撮影をしたい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。録音を許可された傍聴人におかれましては、休憩中の会議の録音は固く禁じますので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎広域連合長挨拶

○議長（枝久保喜八郎） ここで、広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） 議長のお許しをいただきましたので、開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、元旦に発生をいたしました令和6年能登半島地震により犠牲になられた方々に哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。全国各地から多くの支援が寄せられる中、埼玉県内の自治体からも、職員派遣をはじめ、給水車や公営住宅の提供、災害義援金の協力など迅速な支援を行っていただいております。被災地の復興にはまだ多くの助けが必要になることから、今後もできる限りの支援が必要になってくるかと思っておりますので、皆様におかれましても、引き続き御協力をお願いいたします。

さて、本県における被保険者数でございますが、令和5年12月末現在で約107万5,000人となっております。来年、令和7年には団塊の世代の方が全員後期高齢者となりまして、被保険者数が増加することが見込まれております。

被保険者数の増加に伴い、医療費の増加が見込まれますが、引き続き医療の適正な支出に努め、被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう、安定した制度運営を行ってまいりたいと存じます。

そして、改正マイナンバー法による健康保険証の廃止が、本年12月2日に施行されることが正式に決定されました。健康保険証の廃止は、医療保険制度にとってこれまでで最大の改革となるわけでございます。被保険者の皆様が安心して医療を受けられるよう、新しい制度について市町村と連携をして丁寧に説明をしております。そして、マイナンバーカードを使って受診することのメリットについても御理解いただけるよう周知してまいります。

また、令和6年度は、2年に1度の保険料率の改定の年となるわけでございます。今回は、全ての世代で持続可能な社会保障制度を構築していくための制度改正を踏まえた保険料率の改定となっております。現役世代の負担と後期高齢者の保険料の伸び率を合わせる見直しや、出産育児一時金を後期高齢者も御負担いただく内容が盛り込まれております。本日、条例改正案を提案してございますので、御審議いただきたいと存じます。

さらに、保健事業に関しまして、今回、行政報告として第3期高齢者保健事業実施計画案を

提出させていただいております。今後は、この計画に基づき埼玉県内の全市町村において、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の取組を進めることで、被保険者の健康増進と医療費の適正化を推進してまいります。

加えて、後期高齢者医療広域連合電算処理システムのクラウド化につきましては、令和7年4月の本格稼働に向けてシステム改修や機器更改を進めてまいります。

議員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本日の定例会の議案でございますが、条例議案3件、令和5年度補正予算議案2件、令和6年度予算議案2件、和解議案1件の計8議案でございます。

議員の皆様方には、御同意を賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第5、議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります、令和6年第1回定例会埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の1ページをお開きください。

この条例は、下段の提案理由にありますように、地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容でございますが、右肩にナンバー4とあります、議案参考資料の1ページをお開きください。

中ほどになりますが、改正内容といたしましては、地方自治法第243条の2から第243条の6までに公金委託事務の関連規定が新設され、職員の賠償責任について定める同法第243条の2の2が第243条の2の8に繰り下がり、条ずれが発生したことに伴い、本条例第2条において引用する地方自治法第243条の2の2第3項についても、第243条の2の8第3項に繰り下げ、改めるものでございます。

施行期日につきましては、地方自治法の改正と同じく令和6年4月1日からとしております。

なお、条例の新旧対照表は、2ページに記載しておりますので後ほど御覧ください。

以上で議案につきましての説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第1号「埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第6、議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります、令和6年第1回定例会埼玉県後期高齢者医療広域連合議会議案の3ページをお開きください。

提案理由でございますが、会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、右肩にナンバー4とあります、議案参考資料の3ページをお開きくだ

さい。

当広域連合の職員は、市町村からの職員より成り立っていることから、独自の給与に関する規定を持っていないため、当広域連合では、会計年度任用職員の報酬及び手当の規定につきましては、埼玉県の「職員の給与に関する条例」及び「会計年度任用職員の報酬等に関する規則」を引用し定めております。

中ほどになりますが、改正内容といたしましては、第1条につきまして、期末手当の支給率について、引用する埼玉県の「職員の給与に関する条例」の改正に合わせて、遡及支給ができることとしたものでございます。

これにより、令和5年12月分の期末手当の支給率は「100分の125」、令和6年4月1日以降の期末手当の支給率は「100分の122.5」となります。

埼玉県の条例に合わせて、施行日につきましては公布の日からとし、適用日につきましては遡って令和5年12月1日といたします。

次に、第2条につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったことから、新たに勤勉手当の支給に関する規定を定めます。

勤勉手当の支給率の上限は、埼玉県の「職員の給与に関する条例」を引用し、「100分の102.5」としております。

また、保健事業を推進するための保健師に加えて、新たに管理栄養士及び看護師を雇用できるよう、別表第1を改正いたします。

次に、附則第3項につきましては、「埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」を一部改正し、基準日に育児休業している会計年度職員のうち、基準日以前6月以内に勤務した期間がある会計年度任用職員には、期末手当及び勤勉手当が支給できる旨を規定いたします。

施行期日につきましては、令和6年4月1日からとしております。

また、条例の新旧対照表は、4ページから8ページに記載しておりますので後ほど御覧ください。

なお、埼玉県の「会計年度任用職員の報酬等に関する規則」において、令和5年4月からの会計年度任用職員の報酬額の水準の引上げが行われましたので、本条例案の議決をいただきました後、当広域連合におきましても同様の規則を改正する予定でございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(枝久保喜八郎) なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(枝久保喜八郎) なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第2号「埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(枝久保喜八郎) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(枝久保喜八郎) 日程第7、議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長(土屋和久) 議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とございます、議案書の7ページをお開きください。

この条例は、下段の提案理由にありますように、令和6年度及び令和7年度の保険料に関し、所得割率と均等割額を定めるとともに、保険料の賦課総額の算出方法、賦課限度額及び均等割額の軽減判定基準を変更するため、当該条例の一部を改正するものです。

次に、恐れ入りますが、右肩にナンバー5とございます「令和6・7年度新保険料率(案)算定資料」の1ページをお開きください。

社会保障制度を公平に支え合う仕組みを構築するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月12日に成立しております。本条例の改正は、この法改正の内容を踏まえて行っております。

主な法改正の内容でございます。

①後期高齢者負担率の算定方法の見直しでございますが、後期高齢者医療に係る費用は、国、県、市町村からの公費や現役世代からの支援金及び保険料から賄われております。後期高齢者負担率は、このうち保険料として賄う割合で、国が2年に1度定めております。

高齢者人口が増加する一方、現役世代の人口が減少していることから、高齢者1人当たりの負担の増加以上に、現役世代の1人当たりの負担が大きく増加しております。そこで、現役世代の負担上昇を抑制するため、高齢者1人当たり保険料と現役世代の1人当たり支援金の伸び率が同じになるように、後期高齢者負担率の設定方法の見直しが行われております。

次に、②出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みの導入でございます。少子化対策として、子育てを社会全体で支援する観点から、出産育児一時金に係る費用のうち、約7%を後期高齢者の保険料の一部を使って支える仕組みが令和6年度から導入されます。

次に、③賦課限度額の改正でございますが、現行の66万円から令和6年度は73万円、令和7年度は80万円に大幅に引き上げられます。

以上御説明した法改正の影響により、令和6年度から、高齢者に保険料として御負担いただく額が上昇することになりますが、法改正による保険料の急激な上昇を抑制するための激変緩和措置が設けられております。

2ページをお開きください。

激変緩和措置について御説明申し上げます。

①出産育児一時金に対する後期高齢者の保険料の負担については、令和6・7年度は2分の1とし、負担増が抑制されております。

②所得にかかわらず、低所得の方も負担する均等割については、制度改正に伴う増加が生じないよう、均等割と所得割の比率を50対50から48対52と、均等割の比率を下げるよう政令の改正が行われております。

③所得割率について、一定所得以下となる方について、経過措置として、令和6年度は制度改正による増加が生じないように算定された所得割率が適用されます。

④賦課限度額の引上げについて、令和5年度までに後期高齢者医療の被保険者になられた方及び令和6年度中に障害認定を受けて被保険者になられた方については、令和6年度は73万円、令和7年度は80万円と段階的に行われます。

次に、3ページを御覧ください。

法改正の内容を踏まえて算定された令和6・7年度の新保険料率（案）について御説明申し上げます。

(1) 令和6年度及び令和7年度の新保険料率（案）について、均等割額は4万5,930円、所得割率は9.03%となります。

次に、「(3) 現行保険料率と新保険料率(案)の比較」でございますが、右側に記載のありますとおり、均等割額は1,760円増額、所得割率が0.65ポイントの増となります。

なお、先に説明した激変緩和措置により、均等割額については制度改正による増加は生じておらず、1人当たり医療費の伸びによる増加分のみとなっております。

続きまして、6ページをお開きください。

保険料率の算出方法につきましては、医療給付費の実績等を基に(1) 保険料収納必要額等の算出を行った上で、(2) 賦課総額を算出しております。

また、(3) にありますよう、所得係数を用いて均等割総額と所得割総額の割合を算出した上で、(4) から(6) にございますとおり、均等割額及び所得割率を算出しております。

次に、恐れ入りますが、右肩にナンバー4とございます、議案参考資料の9ページをお開きください。

その他の改正について御説明いたします。

「(2) 保険料の賦課総額の算出における費用の追加」についてですが、先ほど御説明いたしました出産育児支援金のほか、感染症法の改正により、流行初期医療確保拠出金及び同事務費拠出金を社会保険診療報酬支払基金に納付する義務を負うとされたことから、当該拠出金を賦課総額算出費用に加えております。なお、当該拠出金の額については、保険料賦課総額には影響がないことから今回見込んでおりません。

また、(5) は均等割額の5割軽減と2割軽減について、軽減対象となる所得基準を算定するための被保険者の数に乗じる金額について、それぞれ29万5,000円と54万5,000円に変更するものです。

以上で議案第3号につきましても説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(枝久保喜八郎) これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(枝久保喜八郎) なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(枝久保喜八郎) なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第3号「埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第8、議案第4号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 議案第4号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございます、A4判横長の「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の3ページをお開きください。

一般会計補正予算の内容は、中ほどに記載されております第1条のとおり、債務負担行為の設定でございます。

4ページをお開きください。

こちらは、令和6年度当初予算議案で提出させていただいております事業のうち、「広域連合システムITコンサルタント業務委託」及び「電子複写機借上」につきまして、会計年度独立の法則の例外である債務負担行為を設定することで、令和5年度中に入札及び契約等を行い、事務を円滑に進めるためのものがございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(枝久保喜八郎) なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第4号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(枝久保喜八郎) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(枝久保喜八郎) 日程第9、議案第5号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長(土屋和久) 議案第5号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー2とございます、A4判横長の「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計補正予算及び補正予算説明書」の9ページをお開きください。

まず、特別会計補正予算の総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、歳入歳出それぞれ2億5,017万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,996億2,828万3,000円とするものでございます。

次に、第2条の債務負担行為の設定でございます。

こちらにつきましては、12ページをお開きください。

令和6年度当初予算議案で提出させていただいております事業のうち、「令和6年度後期高齢者医療被保険者証同封ミニガイド印刷業務」ほか7件の契約につきまして、令和5年度中に入札及び契約等を行い、事務を円滑に進めるため、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー7とございます、A4判横長の「議案参考資料」の3ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

まず、「国庫支出金」の「国庫補助金」のうち、1段目の「特別調整交付金」でございます。こちらの補正要因としては4点ございます。

1点目は、健康診査事業について、一部財源が「健康診査事業費補助金」から「特別調整交付金」に振替になったことに伴い、「特別調整交付金」を5億551万5,000円増額し、2段目にあります「健康診査事業費補助金」について、同額を減額するものです。

2点目として、東日本大震災に係る一部負担金及び保険料を減免した額につきましては、「災害臨時特例補助金」及び「特別調整交付金」で措置することとされており、減免額から3段目にあります「災害臨時特例補助金」で交付を受ける328万円を除いた、差額分の1,312万7,000円を増額するものです。

3点目として、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費を減額補正することに伴い、財源である特別調整交付金についても、事業費の3分の2相当額である2億6,960万円を減額するものです。

4点目として、マイナンバーカードの被保険者証利用に伴う周知広報事業が、4段目にあります「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」の対象となるため、「特別調整交付金」を515万8,000円減額するとともに、「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」について、同額を新たに計上するものです。

以上から、特別調整交付金の補正予算額は、総額2億4,388万4,000円の増額となっております。

次の「繰入金」の「保険給付費支払基金繰入金」について主なものを御説明いたします。

1点目に、先ほど御説明いたしました「特別調整交付金」、「災害臨時特例補助金」が交付されることによる減額、2点目に、後ほど御説明いたします歳出で、「高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る事業費」の減に伴う減額、3点目に、同じく歳出「国庫支出金等返還金」のうち、過年度分の補助金精算額確定による返還金の増に伴う増額、最後に、1段下の「諸収入」「雑入」の「市町村返納金」において、令和4年度制度改正周知費用補助金の市町村からの返還金受入れに伴う減額があり、これらにより差引き27万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開きください。

まず、「保健事業費」「市町村保健事業委託料」は、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について、市町村から提出された事業計画書に基づく事業費において、不用額が発生する見込みであることから、4億440万円を減額するものでございます。

次に、「諸支出金」の「国県支出金等返還金」は、令和4年度分の財政調整交付金の精算額の確定に伴い、1億5,422万4,000円を増額するものでございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第5号「令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第10、議案第6号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

小暮事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（小暮 錠） 議案第6号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とあります、A4判横長の「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書」の3ページをお開きください。

まず、令和6年度の一般会計予算総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、24億5,800万円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー7とあります、A4判横長の「議案参考資料」の7ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

「分担金及び負担金」は、広域連合規約に基づいて各市町村に御負担いただく共通経費負担金で、24億4,671万8,000円を計上しております。

昨年度と比較して2億6,070万円の減額となっておりますが、この主な原因といたしましては、特別会計へ繰り出す後期高齢者医療広域連合電算処理システム、いわゆる標準システム更改に向けた準備費用が減額になるものでございます。

標準システムのシステム更改は、当初の予定から1年遅れ、令和7年の運用開始となり、システム開発もそれに合わせて遅れておりますが、開発費用は令和5年度予算の繰越明許予算となっておりますので、令和6年度予算においては、機器のリース及び運用に係る費用の計上になることから、減額となっているものでございます。

次に、「国庫支出金」は、被保険者の代表や医療関係者の方々などから意見を聞く場として開催しております後期高齢者医療懇話会に係る費用と、保健事業実施に伴う保健師の雇用に係る費用が特別調整交付金の対象となることから、合わせて1,066万4,000円を計上しております。

次に、8ページをお開きください。

歳出でございますが、主なものについて御説明いたします。

初めに、「議会運営に係る経費」190万円は、議員報酬や議会運営に係る経費でございます。その2段下の「電算システム等に係る経費」2,822万1,000円は、職員用情報系端末機器及びサーバ等の賃借料やサーバの運用管理委託料等に係る経費でございます。

次に、9ページを御覧ください。

2段目の「事務局職員に係る経費」3億4,430万6,000円は、事務局職員の人件費や会計年度任用職員の報酬等でございます。事務局職員につきましては、令和5年度と比べて1人増の39名分の予算を計上しております。また、会計年度任用職員について、勤勉手当を新たに支給するものでございます。

その2段下の「事務経費繰出金」20億4,284万9,000円は、特別会計で支出する標準システムに係る事務経費相当分などを繰り出すものでございます。

昨年度と比較して2億8,396万円の減額となっておりますが、この主な原因といたしましては、先ほど歳入の共通経費負担金で御説明いたしましたとおりでございます。

以上で議案につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第6号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第11、議案第7号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

土屋事務局次長。

○事務局次長兼保険料課長（土屋和久） 議案第7号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー3とございます、A4判横長の「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算及び予算説明書」の23ページをお開きください。

まず、令和6年度の特別会計予算総額は、中ほどに記載されております第1条のとおり、9,277億7,700万円とするものでございます。

次に、歳入歳出の内訳について御説明いたします。

恐れ入りますが、別冊となっております、右肩にナンバー7とございます、A4判横長の「議案参考資料」の13ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

「市町村支出金」1,852億7,848万3,000円は、市町村が徴収した保険料等の納付金や、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった者に係る保険料軽減分の負担金、療養の給付等に係る市町村の定率負担金でございます。

次に、「国庫支出金」2,802億6,509万2,000円は、療養の給付等に係る国の定率負担金やレセプト1件につき80万円を超える高額な医療費に対する国の負担金、広域連合間の所得格差による財政力の調整を図るための普通調整交付金、健康診査事業等に係る国の補助金などがございます。

次に、「県支出金」767億4,361万円は、療養の給付等に係る県の定率負担金や高額な医療費に対する県の負担金等でございます。

14ページをお開きください。

「支払基金交付金」3,703億7,128万1,000円は、現役世代からの支援金でございます。

次に、「特別高額医療費共同事業交付金」10億3,426万8,000円は、レセプト1件につき400万円を超えるものについて、財政負担を軽減することを目的に、国民健康保険中央会で行う共同事業からの交付金でございます。

次に、「繰入金」100億6,394万2,000円は、市町村からの共通経費負担金のうち特別会計分を一般会計から繰り入れる「事務経費繰入金」と、保険料の剰余金を積み立てている保険給付費支払基金から繰り入れる「保険給付費支払基金繰入金」でございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

15ページを御覧ください。

「保険給付に係る経費」は、被保険者の医科、歯科、調剤の給付費などに係る「療養給付費等」などで、被保険者数の増加等により、前年度比約7.4%増の9,128億7,472万2,000円となっております。

なお、「高額療養費」につきましては、窓口負担割合2割の導入に伴う配慮措置に要する費用について、令和5年度の給付実績を勘案し、前年度比約20.5%減の112億9,469万3,000円となっております。

次に、「高齢者保健事業に係る経費」58億200万4,000円は、健康診査事業を市町村に委託する「健康診査委託料」や、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施に係る「市町村保健事業委託料」などがございます。

16ページをお開きください。

「レセプトの審査・点検等に係る経費」24億4,433万5,000円は、レセプトの審査及び診療報酬等の支払い業務について国民健康保険団体連合会に委託する「審査支払委託料」、レセプトを電子化、オンライン化するシステムの運用管理について、同じく国民健康保険団体連合会に

委託する「レセプト管理システム運用委託料」のほか、レセプト及び療養費の点検に係る「レセプト点検委託料」などでございます。

次に、「医療費通知等に係る経費」5億5,471万3,000円は、被保険者の医療機関受診に係る医療費通知や、各種の支給決定通知などの作成・発送に係る経費で、令和6年度は医療費通知の発送を年3回から2回としております。

17ページを御覧ください。

次に、「医療費適正化に係る経費」7,536万8,000円は、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費や、第三者行為における損害賠償求償事務委託料でございます。

次に、「被保険者証、ミニガイド等の作成等に係る経費」3億6,618万7,000円につきましては、7月に行う年次一斉更新に伴う保険証作成等に係る経費のほか、令和6年12月2日付で保険証の廃止が決定したことに伴い、必要となる経費を計上しております。

保険証廃止後、マイナンバーカードを健康保険証として登録していない方で新たに75歳になった方や、住所変更など保険証の記載内容に変更のあった方に交付する「資格確認書」を作成・送付するための経費、後期高齢者医療システムに正しい個人番号が登録されているか被保険者自身に確認いただくための「個人番号のお知らせ」の作成・送付に係る経費、また、被保険者に保険証廃止に伴う制度改正を周知するためのリーフレットや医療機関に資格確認書等の取扱い等を周知するための事務連絡の作成・送付に係る経費等でございます。

18ページをお開きください。

「広域連合電算システムに係る経費」7億1,557万円は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム、いわゆる標準システムの現行システムの運用経費と、令和7年運用開始予定の新標準システムのシステム開発、新システムへのデータ移行及び機器更新等に係る費用を合わせたものとなっております。

19ページを御覧ください。

中ほどの「拠出金・積立金・公債費」17億4,117万9,000円の内容は、レセプト1件につき400万円を超える高額な医療費に対する負担軽減を目的とした国民健康保険中央会が行う共同事業への拠出金で、歳入において説明いたしました、同共同事業からの交付金と対になるもの、また、「支払基金拠出金」は、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことに伴い、少子化対策等として社会全体で子育てを支援するために、被保険者が負担する保険料を財源に、新たに「出産育児支援金」として拠出するものでございます。

以上で議案第7号につきましての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第7号「令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（枝久保喜八郎） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（枝久保喜八郎） 日程第12、議案第8号「和解について」を議題といたします。

議案の朗読は省略し、提案理由について説明を求めます。

濱野給付課長。

○給付課長（濱野ちひろ） 議案第8号「和解について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、右肩にナンバー1とあります議案書の10ページを御覧ください。

本議案は、第三者行為損害賠償金請求に係る和解について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定に基づき、提案するものでございます。

1ページおめくりいただき、11ページを御覧ください。

本事件は、令和4年第2回定例会において、訴えの提起の議決をいただき、大宮簡易裁判所及びさいたま地方裁判所にて審理されてまいりましたが、このたび、さいたま地方裁判所から和解勧告がありましたので、和解させていただきたく提案するものでございます。

説明は以上です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） これより質疑に入ります。

質疑のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(枝久保喜八郎) なしと認め、これで質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方の発言を求めます。

(「なし」の声あり)

○議長(枝久保喜八郎) なしと認め、これで討論を終結いたします。

これより議案第8号「和解について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(枝久保喜八郎) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎行政報告

○議長(枝久保喜八郎) 日程第13、行政報告を行います。

この際、執行部から「第3期高齢者保健事業実施計画案」について、行政報告を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

濱野給付課長。

○給付課長(濱野ちひろ) 行政報告「第3期高齢者保健事業実施計画(データヘルス計画(案))」について御説明申し上げます。

資料ナンバー8、「行政報告(第3期保健事業実施計画(データヘルス計画(案)))」をお願いいたします。

平成29年度に策定いたしました「第2期高齢者保健事業実施計画」が今年度末までの計画期間となっているため、来年度からの次期計画である第3期計画(案)の策定を行いました。

この計画の策定に当たっては、厚生労働省による「データヘルス計画策定の手引き」に基づき、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」を重点項目とし、計画全体のフレームや評価指標を設定して策定いたしました。

策定に当たり、被保険者代表や学識経験者を委員とする後期高齢者医療懇話会や各関係機関から意見をいただきながら、策定を進めてまいりました。さらに、県民の皆様から意見をいただくため、パブリックコメントを実施いたしました。

それでは、お手元の「第3期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）（案）」に基づき御説明いたします。

初めに、目次がございますので御覧ください。

第3期計画は、第I章から第V章までの5つの章で構成しています。

内容につき、1ページを御覧ください。

まず、第I章では、計画の「基本事項」について記載しております。

「計画策定の背景・目的」として、計画策定に係るこれまでの国や広域連合の動向を記載しております。

2ページを御覧ください。

「計画期間」は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、令和8年度中に中間見直しを行うこととしています。

5ページを御覧ください。

5ページからは「第2期計画に関する評価」として、今まで実施した事業ごとの評価を記載しております。

11ページを御覧ください。

「第2期計画に関する評価」の総括を記載しておりますが、一部目標は達成できなかったものの、全体としてはおおむね予定どおり事業を実施することができ、目標を達成できたものとしております。

12ページを御覧ください。

第II章では、「健康・医療情報等の現状分析」について記載しております。

ここでは、「人口及び被保険者の推移」、「寿命と死因」、「健診」、「医療費」、「介護保険」の5分野ごとに、多角的視点から多くのデータを集計の上、現状分析を行っております。

32ページを御覧ください。

現状分析結果と評価を「アセスメント結果」として記載しておりますが、被保険者の増加が続く中、生活習慣病の重症化予防とフレイル対策がより重要となっていることを示しております。

33ページを御覧ください。

第III章では、「第3期計画の目的と目標」について記載しております。

ここでは、第II章の分析結果と評価を踏まえ、取り組むべき課題を整理しております。

34ページを御覧ください。

第3期計画の目的と目標を記載しております。

目的としては、「自宅等で自立した生活がおくれる高齢者の増加」すなわち「健康寿命の延伸」とし、目標としては、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を全市町村で展開し、生活習慣病の重症化予防とフレイル対策の推進を図ります」といたしました。

35ページを御覧ください。

計画の目標を達成するために、国から示された「共通評価指標」に基づき、当広域連合の目標値とその項目を掲げ、この指標により計画全体の進捗管理を行っていくこととしています。

アウトプットは、健診受診率、質問票の活用状況とハイリスクアプローチを実施する市町村数の増加を目指すものとなっています。特に、質問票の活用状況やハイリスクアプローチにおける口腔、重症化予防（糖尿病性腎症）、健康状態不明者対策においては、優先度が高い項目と考えていることから、最終目標値は全市町村数である63としております。

また、アウトカムについては、ハイリスク者割合の減少と平均自立期間の延伸でその成果を測ることとしております。各項目の説明は36ページ、37ページに記載しております。

38ページを御覧ください。

第Ⅳ章では、「個別事業」について記載しております。

第Ⅲ章で掲げた目標を達成するために、取り組むべき事業を記載しております。一体的実施を重点項目に置きつつ、第2期計画からの継続性も踏まえ、広域連合が行うべき事業を掲載しております。

40ページを御覧ください。

事業ごとにアウトプットとアウトカムの評価指標を設定の上、進捗管理やその評価を行ってまいります。

42ページを御覧ください。

さらに、事業を実施する上で必要となるプロセス（取組内容）及びストラクチャー（体制）を定めております。

目標値の設定については、計画全体の目標達成につながるよう、各事業において設定いたしました。

個別事業は、重点項目である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進」以外に、「適正受診・適正服薬の推進」、「健康診査・歯科健診」、「医療費適正化の推進」、「市町村との連携・支援」を実施してまいります。

52ページを御覧ください。

最後に、第Ⅴ章では、「その他」として、計画の評価及び見直し等について記載しております。

以上が第3期高齢者保健事業実施計画（案）の概要でございます。

今後、この案を計画として決定し、この計画に基づき市町村等と緊密に連携し、被保険者の計画づくりを推進してまいりたいと考えております。

以上で行政報告につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（枝久保喜八郎） ただいまの報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（枝久保喜八郎） なしと認め、これで質疑を終結いたします。

以上をもちまして行政報告を終わります。

この際、議長から議員の皆様へ御報告申し上げます。

本日予定されておりました日程第14、後期高齢者医療広域連合の所管事務に対する一般質問については、通告を行った17番、鳥羽恵議員が不在のため、日程から削除いたします。

以上で報告を終わります。

これにて本定例会に付議された事件の議事は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

◎広域連合長挨拶

○議長（枝久保喜八郎） ここで広域連合長から挨拶を行いたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

富岡広域連合長。

○広域連合長（富岡勝則） 議長からお許しをいただきましたので、閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

上程させていただきました議案8件につきまして、全て御同意をいただき、誠にありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、当広域連合議会の運営に対しまして、今後もお力添えを賜りますようお願いを申し上げ、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（枝久保喜八郎） これをもちまして、令和6年第1回埼玉県後期高齢者医療広域連合

議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後2時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 枝 久 保 喜 八 郎

署 名 議 員 頼 高 英 雄

署 名 議 員 高 畑 博

審議結果一覽

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

広域連合長提出のもの（８件）

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	議 決 年 月 日	結 果
1	埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	6 . 2 . 16	6 . 2 . 16	原案可決
2	埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
3	埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃	〃
4	令和５年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃
5	令和５年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）	〃	〃	〃
6	令和６年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	〃	〃	〃
7	令和６年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算	〃	〃	〃
8	和解について	〃	〃	〃

議

案

議 案 第 1 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年広域連合条例第13号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提 案 理 由

地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整備をするため、埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部を改正する条例
埼玉県後期高齢者医療広域連合監査委員条例（平成19年広域連合条例第13号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議 案 第 2 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年
広域連合条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富 岡 勝 則

提 案 理 由

会計年度任用職員に支給する期末手当及び勤勉手当に関し必要な事項を定めるため、埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「この場合において、」を「これらの」に改め、同条第3項中「基準日の属する年度の4月1日において施行されている」を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 基準日の属する年度内において、それぞれの基準日における期末手当を支給した後に給与条例第19条第2項に改正があったときは、当該期末手当の額は、改正後の給与条例第19条第2項の規定の例により得た額（以下この項において「改正後期末手当額」という。）とする。この場合において、改正後期末手当額が改正前の給与条例第19条第2項の規定の例により得た期末手当の額（以下この項において「改正前期末手当額」という。）を超えるときは、改正前期末手当額は、改正後期末手当額の内払とみなし、改正後の給与条例の例により支給する。

第2条 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第5条中「第7条」を「第8条」に改める。

第13条を第14条とする。

第12条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第7条 勤勉手当は、6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6月以上となった会計年度任用職員で、基準日にそれぞれ在職するものに対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても同様とする。

- 2 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に再度会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期の定め（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、前項に規定する任期の定めが6月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員とみなす。
- 3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める支給割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。この場合において、会計年度任用職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、給与条例第19条の4第2項第1号で定める割合（以下第5項において「割合」という。）を乗じて得た額を超えてはならない。
- 4 前項の勤勉手当基礎額は、第2条第2項の規定により計算して得た報酬の額（日額によって報酬を支給する場合には、月額に換算した額）とする。
- 5 基準日の属する年度内において、それぞれの基準日における勤勉手当を支給した後、割合に改正があったときは、当該勤勉手当の額に係る本条第3項後段の規定は、改正後の割合を適用する。この場合において、改正後の割合を適用して得た勤勉手当の額（以下この項において「改正後勤勉手当額」という。）が改正前の割合を適用して得た勤勉手当の額（以下この項において「改正前勤勉手当額」という。）を超えるときは、改正前勤勉手当額は、改正後勤勉手当額の内払とみなし、改正後の給与条例の例により支給する。
- 6 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の例による。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職 種	月 額
栄養士	給与条例別表第四医療職給料表ロ医療職給与表（二）に定める一級における最高の号給の給料月額
保健師、看護師	給与条例別表第四医療職給料表ハ医療職給与表（三）に定める一級における最高の号給の給料月額
前記以外の職	給与条例別表第一行政職給料表に定める一級における最高の号給の給料月額

別表第2中「別表第2（第9条関係）」を「別表第2（第10条関係）」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 埼玉県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条中「会計年度任用職員」の次に「（以下「会計年度任用職員」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 埼玉県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年広域連合条例第2号）第6条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

第7条中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する」を削る。

第10条第1号中「という。）」を「という。」に改める。

議 案 第 3 号

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提 案 理 由

令和6年度及び令和7年度の保険料に関し、所得割率及び被保険者均等割額を定めるとともに、保険料の賦課総額の算出方法、賦課限度額及び被保険者均等割額の軽減の判定基準を変更するため、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出する。

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「及び法第117条第2項の規定による拠出金」を「、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第3号中「に、」を「の48分の52に相当する額に、」に改める。

第9条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「0.0838」を「0.0903」に改める。

第10条中「令和4年度及び令和5年度」を「令和6年度及び令和7年度」に、「44,170円」を「45,930円」に改める。

第11条中「66万円」を「80万円」に改める。

第14条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

第3条 令和6年度において、広域連合が次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条の適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。

- (1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者
- (2) 令和7年3月31日以前に法第50条第2号の認定を受け、被保険者の資

格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった者を除く。）

第4条 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。

3 第1項の場合における所得割率は、0.0842とする。

議案第4号

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
広域連合システムITコンサルタント業務委託	令和5年度～令和6年度	千円 6,930
電子複写機借上	令和5年度～令和11年度	3,723

議案第5号

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ250,176千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ899,628,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第214条の規定により債務を負担する行為をするところ及び期間、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	2. 国庫補助金	268,683,543	△253,193	268,430,350
		61,090,941	△253,193	60,837,748
7. 繰入金	2. 基金繰入金	5,497,865	△272	5,497,593
		3,326,870	△272	3,326,598
9. 諸収入	2. 基金繰入金	1,012,903	3,289	1,016,192
	3. 雑収入	1,011,135	3,289	1,014,424
歳入	合計	899,878,459	△250,176	899,628,283

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 保健事業費		5,852,463	△404,400	5,448,063
	1. 健康保持増進事業費	5,852,463	△404,400	5,448,063
7. 諸支出金		12,220,741	154,224	12,374,965
	1. 償還金及び還付加算金等	12,220,741	154,224	12,374,965
歳出	合 計	899,878,459	△250,176	899,628,283

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
令和6年度後期高齢者医療被保険証同封ミニガイド印刷業務	令和5年度～令和6年度	13,664
療養費データ入力業務委託	令和5年度～令和6年度	1,171
申請書等電子化に係るデータ作成業務委託	令和5年度～令和6年度	8,758
後期高齢者医療被保険者証作成等業務委託	令和5年度～令和6年度	160,151
標準システム機器等賃貸借（再々リース）	令和5年度～令和6年度	144,119
令和6年度健康長寿歯科健診受診券等作成業務委託	令和5年度～令和6年度	30,242
令和6年度健康相談指導業務委託	令和5年度～令和6年度	17,380
令和6年度健康づくりリーフレット作成業務委託	令和5年度～令和6年度	1,455

議案第66号

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,458,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

(歳入)

款	項	金	額
1. 分担金及び負担金			2,446,718
2. 国庫支出金	1. 負担金	金	2,446,718
3. 繰越金	1. 国庫補助金	金	10,664
			10,664
4. 諸収入	1. 繰越金	金	1
			1
	1. 預金	利	617
	2. 雑収入	子	125
		入	492
歳入	合計		2,458,000

(歳出)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 議会	議会費	1,900
2. 総務	1. 議費	1,900
	2. 総務管理費	405,250
	3. 選挙委員費	405,112
	4. 監査員費	62
	5. 監査員費	76
3. 民生	1. 社会福祉社費	2,042,849
4. 公債	1. 公債費	2,042,849
5. 予備	1. 公債費	1
	2. 予備費	1
	3. 予備費	8,000
	4. 予備費	8,000
歳出	合計	2,458,000

議 案 第 7 号

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度埼玉県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ927,777,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条の規定により準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡勝則

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により、この案を提出する。

第1表 歳入歳出予算

(単位 千円)

(歳入)

款	項	金額
1. 市町	村支出金	185,278,483
	1. 市町村負担金	185,278,483
2. 国庫	支出金	280,265,092
	1. 国庫負担金	217,788,517
	2. 国庫補助金	62,476,575
3. 県	支出金	76,743,610
	1. 県負担金	76,743,609
4. 支払基金	交付金	370,371,281
	2. 財政安定化基金支出金	1
5. 特別高額医療費共同事業交付金	交付金	370,371,281
	1. 支払基金交付金	1,034,268
6. 財産	収入	1,034,268
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	1,327
7. 繰入	収入金	10,063,942
	1. 財産運用収入	1,327
	1. 一般会計繰入金	2,042,849
	2. 基金繰入金	8,021,093
8. 繰越	収入金	3,000,000
	1. 繰越	3,000,000
9. 諸	収入	1,018,997
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 預金利息	1,084
	3. 雑収入	1,017,911
歳	入	927,777,000
	合計	927,777,000

(単位 千円)

(歳出)

款		項		金	額
1. 総務費	給付費	総務管理費			2,140,407
2. 保険給付費					2,140,407
		1. 療養費	諸費		914,895,900
		2. 高額療養費	諸費		899,247,930
		3. その他医療給付費			12,311,770
3. 特別高額医療費共同事業拠出金					3,336,200
		1. 特別高額医療費共同事業拠出金			1,034,268
4. 支払基金拠出金					1,034,268
		1. 支払基金拠出金			705,583
5. 保健事業費					705,583
		1. 健康保持増進事業費			5,802,004
6. 基金積立金					5,802,004
		1. 基金積立金			1,327
7. 公債費					1,327
		1. 公債費			1
8. 諸支出名					1
		1. 償還金及び選付加算金等			3,190,510
9. 予備費					3,190,510
		1. 予備費			7,000
歳出		合計			7,000
					927,777,000

議 案 第 8 号

和 解 に つ い て

別紙のとおり和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和6年2月16日提出

埼玉県後期高齢者医療広域連合長 富岡 勝 則

提 案 理 由

第三者行為損害賠償金につき、和解することについて、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出する。

1 和解の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件見舞金として、5万円の支払義務があることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を令和6年3月29日限り、原告指定の口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。
- (3) 被告が、前項の支払いを怠ったときは、被告は原告に対し支払期日の翌日である令和6年3月30日から支払済みに至るまで、その残額に対する年3%の割合による遅延損害金を支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

2 当事者 原告 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号
埼玉県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 富岡 勝則

被告 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○

3 事件の概要

平成29年10月22日に埼玉県後期高齢者医療広域連合被保険者が、車道を歩行中、相手方の運転する原動機付自転車に衝突され負傷し、その後死亡したものの。